

法曹養成制度検討会議

第13回会議 議事録

第1 日 時 平成25年5月30日（木） 自 午後 2時00分
至 午後 4時24分

第2 場 所 法務省第1会議室

第3 議 題

- 1 開会
- 2 パブリックコメントの結果について
- 3 最終取りまとめに向けた意見交換
 - (1) 修習生に対する経済的支援について
 - (2) 法科大学院に対する法的措置等について
 - (3) 司法試験について
 - (4) 全体について
- 4 今後の予定、閉会

第4 出席委員等 佐々木座長、後藤法務副大臣、竹内財務大臣政務官（山口財務副大臣代理）、文部科学省板東高等教育局長（谷川文部科学副大臣代理）、伊藤委員、井上委員、岡田委員、鎌田委員、清原委員、久保委員、国分委員、田島委員、田中委員、丸島委員、宮脇委員、山口委員、和田委員、最高裁判所事務総局小林審議官、最高検察庁林オブザーバー、日本弁護士連合会橋本オブザーバー

議事

○松並官房付 予定の時刻となりましたので、法曹養成制度検討会議の第13回会議を始めさせていただきます。進行は佐々木座長にお願いいたします。

○佐々木座長 それでは会議を始めます。本日もよろしくお願ひいたします。

本日は世耕内閣官房副長官、坂本総務副大臣、山口財務副大臣、谷川文部科学副大臣、赤羽経済産業副大臣、翁委員、南雲委員、萩原委員が欠席されております。

山口財務副大臣の代理として、竹内政務官が出席されております。また、谷川文部科学副大臣の代理として、板東高等教育局長が出席されております。

それでは、事務局から配付資料の説明をお願いします。

○松並官房付 本日、皆様のお手元にお配りしている資料は4点ございます。資料1は、事務局提出資料です。資料2は、文部科学省提出資料です。資料3は、和田委員提出の意見書です。資料4は、和田委員提出の資料です。また前回同様、席上には各資料をつづったファイルを置いております。新しい年度となったことに伴い、法科大学院の入学者数等の資料が更新されておりますので、適宜御参照ください。以上です。

○佐々木座長 それでは議事に入ります。

まず最初に、事務局から中間取りまとめに対するパブリックコメントの結果について、報告をお願いします。

○松並官房付 資料1の中に、資料1から通し番号がついておりますので、その2を御覧ください。ページ数は25ページでございます。中間的取りまとめに対する意見募集は、本年4月12日から5月13日まで行われ、この期間内に3,119通の御意見が寄せられました。多様な御意見がございましたので、中間的取りまとめの各項目ごとに御意見の数とその内容を取りまとめて御紹介いたします。

3ページを御覧ください。第1の法曹有資格者の活動領域の在り方については、寄せられた御意見のうち、約19%，582通において触れられておりました。法曹有資格者の活動領域を拡大することについて、積極、消極、いずれの立場からも提言を含めてさまざまな御意見がありました。

幾つか御紹介いたしますと、法曹有資格者の活動領域の拡大には積極的に取り組んでいくべきとの立場から、社会的弱者の需要に対応できる弁護士を増やす必要があるから、弁護士が安定的に活動できる経済基盤と制度を整備すべきであるとする御意見や、国や地方自治体が法曹有資格者を積極的に採用すべきであるとか、海外に展開する企業を法的に支援する弁護士の輩出が喫緊の課題であると指摘し、関係機関や団体等が連携できる会合の常設といった取組が必要であるという御意見、あるいは全ての法曹有資格者が弁護士登録をして、弁護士事務所に所属する必要はないし、弁護士登録をして活動するにも営業努力をすることは不可欠であるから、こうした点について意識改革をすることが必要であるという御意見などがあり、ほかにも法曹有資格者を対象とするのではなく、法科大学院卒業生を対象として活動領域の拡大について論じるべきであるという御意見もありました。

他方、法曹有資格者の活動領域の拡大について疑問があるとし、例えば活動領域について具体的な検証がなく、需要拡大の期待だけを述べるもので無責任であるし、各種の分野で弁護士としての連携を強化したとしても、弁護士の需要が大幅に増えるとは考えられないとい

う御意見、あるいは企業や国家公務員、地方自治体、再犯防止、海外展開の各分野は、そもそも必ずしも法曹の活躍が必要な分野ではないという御意見、弁護士の供給が飽和状態にあるのに、需要が増大していないことからすれば、弁護士に対するニーズがないことが明らかであるという御意見などがありました。

そのほかにも、中間的取りまとめで指摘されていないものとして、裁判所機能の充実であるとか、裁判官や検察官の増員などを提言される御意見もありました。

次に6ページを御覧ください。第2の今後の法曹人口の在り方について寄せられた意見は、約30%，964通において触れられております。これらの御意見には、司法試験の年間合格者数を3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標について、堅持すべきという御意見が一定程度ある一方で、中間的取りまとめにおいて、これが現実的でないとした点を評価する御意見もありました。もっとも、数値目標を設けないこととした点については、評価するという御意見もあった一方、評価せず、具体的な数値を示した意見も多数ありました。

幾つか御紹介いたしますと、法曹需要が頭打ちであるという現状認識に疑問があるとし、職域拡大や事後救済体制の整備は、法曹人口を増加しなければ実現できないとする一方、就職難は普通に起ころる経済現象であって、弁護士についてのみこれを問題視すると制度設計がゆがめられるとして、3,000人の数値目標を堅持すべきとする御意見や、3,000人の数値目標は、法曹養成制度が安定し、法曹有資格者の職域拡大が進展するなどといった条件や環境が整った段階で、最終的に実現すべき目標として今後も維持すべきであるが、当面の間の合格者数については、現在の年間の合格者数を基礎としつつ、状況の変更に対応してそれを調整する基本的な考え方を示す必要があるという御意見、また3,000人の数値目標が現実的でないという点は賛成であるとした上、司法試験は法曹として活動できるか否かを判定する試験であるから、質が確保されているか否かで合格者数を定めるべきという御意見、更には司法試験の年間合格者数について、新たな数値目標を立てるべきとし、その新たな数値目標として1,500人や1,200人、1,000人、800人、500人、100人とすべきといういろいろな意見や、更には500人から1,000人までの間といった幅のあるものとすべきとする御意見などがございました。

次に、9ページから法曹養成制度の在り方についての御意見を取りまとめております。法曹養成制度の理念と現状として、まず1の法曹養成制度の理念と現状についての御意見です。9ページを御覧ください。(1)のプロセスとしての法曹養成については、寄せられた御意見のうち、約20%，629通において触れられております。プロセスとしての法曹養成に関して、中間的取りまとめが示した考え方についてさまざまな御意見があり、また法科大学院修了後、司法試験の受験資格要件とすることについては、これに賛成するものもありましたが、やめるべきとするものも相当数ありました。やめるべきとする御意見の中には、単にこれをやめることを求めるもの、あるいは法科大学院修了者を司法試験の受験において何らかの形で優遇すべきとするもの、また司法試験の受験資格要件を法科大学院修了に代えて、大学の教養課程の修了や大学の学部修了、4年制大学で法学部系の科目について、一定数以上の単位を取得したことなどとするものがありました。その上、法科大学院制度そのものを廃止すべきであるという御意見も多数いただきました。

幾つか御紹介いたしますと、法科大学院教育は司法試験科目だけでなく、基礎・隣接科目

や、多様な実務科目等によって、自分の頭で考えるよき法曹を生み出す教育を目指すものですから、一点である司法試験の合格率だけでなく、新しい法曹養成機関である法科大学院本来の教育内容を生かす方向で制度を構築するのがあるべき姿であるという御意見、あるいは法科大学院修了を司法試験受験資格要件とする制度は維持しつつ、現在の法科大学院教育の質の向上について、法科大学院の統廃合、その他の何らかの方策をとるべきであるという御意見、法科大学院制度は多額の経費と時間を要するものとして実質的に破たんしており、その存在自体が多くの法曹志願者を敬遠させ、法曹志願者の質の低下を招いているのみならず、法学部の人気低下なども招いているから、法科大学院修了を司法試験受験資格要件とすることは、直ちに廃止すべきであるという御意見、法科大学院が司法試験にも実務にも役立っていないことや、法科大学院制度が支持されていないこと、法曹に対する需要がなく、法曹人口を拡大する必要がないことなどを理由として、法科大学院を廃止すべきであるという御意見などがございました。

続いて14ページを御覧ください。(2) 法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保についてですが、これは寄せられた御意見のうち、約6%，188通において触れられております。ここでは中間的取りまとめについて賛成する御意見もありましたが、法曹志願者が減少した要因について、修習資金の貸与制への移行等の別の要因を掲げるべきであるとする御意見もありました。また、法曹養成期間全体の短縮についても、賛成及び反対の御意見がそれぞれありました。幾つか御紹介いたします。

中間的取りまとめが指摘する法曹志願者が減少した要因に加え、修習資金の給費制から貸与制への移行を加えるべきであるとした上で、法曹志願者の増加や貸与制を図るため、具体的な方策を講じる必要があるとしていることは評価できるが、特に法科大学院における時間的・経済的負担を軽減するために、法学部を含めた養成期間の短縮等についても検討がなされるべきであるという御意見や、法曹志願者の急劇な減少は、司法修習終了後の就職状況が極めて厳しい上、法科大学院における時間的・経済的負担が極めて重く、ハイリスクローリターンの制度となっていることが主な原因であるとした上で、司法試験の合格率が極端に低くない限り、法曹を志願することを回避する理由にはならないという御意見などがありました。

続いて16ページを御覧ください。(3) 法曹養成課程における経済的支援についてですが、寄せられた御意見のうち、約78%，2,421通において触れられております。ここでは法科大学院生に対する経済的支援策について、現状で充実しているとするものと、さらなる充実が求められるものが意見としてありました。司法修習生に対する経済的支援策については、寄せられた御意見のうち大多数が、一部給費制を求めるものも含めて、給費制の復活を求めるものでした。その一方、貸与制はやむを得ないが、修習専念義務の緩和を求めるものも一定程度あったほか、単に貸与制で良いとするものもありました。

幾つか御紹介いたしますと、司法修習生に対する給費制を復活させるべきであるという御意見の理由として、法曹三者はいずれも司法権を担うものとして、公益的意義を有するから国が公費をもって養成する必要がある。あるいは司法修習生は最高裁判所の監督のもと、公務員に準じる地位にあり、労働と同様のことを求められているから、民間企業における研修と同様に研修費用を支払うべきである。弁護士の収入が減少し、就職できない者もいる状況では、高額な貸与金を返済することは困難であり、経済的な不安を抱える者に対して、事実

上、法曹になることを諦めさせる結果となってしまう。弁護士には弱者救済の使命があるが、みずから生活が成り立たなければ、そうした使命を果たすだけの精神的・現実的な余裕が生まれないといったものがございました。また、司法修習生に対する現行の貸与制を維持すべきであるという御意見の理由として、例えば予算等の関係で困難であれば貸与制もやむを得ないとし、返済期限15年間、無利息で借りられるのは恵まれた融資条件であるなどの点を指摘するものがありました。また、修習専念義務を緩和すべきであるとするものについては、その理由として、例えば貸与制を前提としながら公務員と同等の専念義務を課すことは、違憲の疑いさえある。給費制に戻すことが財政的に不可能であれば、端的にアルバイトであるとか、在職のまま修習を受けることを認めるべきであるといったものがありました。他方、修習専念義務の緩和に関しては、司法修習期間が短いことを踏まえると、法曹の質の低下が避けられないことを理由に反対する御意見も相当数ありました。

次に、法科大学院についてに関する御意見です。20ページを御覧ください。(1)の教育の質の向上、定員設置数、認証評価について寄せられた意見は約10%，312通において触れられております。ここでは総論、教育の質、定員や統廃合、地域適正配置等の問題について、幅広く御意見が寄せられております。

幾つか御紹介いたしますと、法科大学院は上位10ないし20校以外を全て統廃合すべきであるとし、社会人や地方在住者等には通信制課程を設けたり、予備試験の枠を大幅に広げることで対応すべきであるし、司法試験に合格しなかった者に対するアフターケアを充実させるべきであるという御意見、法科大学院の教育においては、学問的研さんも重要であるが、実務家として活躍するための養成施設であることからすれば、答案作成ないし起案の指導等についても積極的に行われる必要があるなどという御意見、法科大学院における実務家教員の比率を向上させるべきであるという御意見、教育の質を確保するため、法科大学院の定員やクラス定員等の教育上の適正規模を具体的に提示すべきであるという御意見、更に内容は基本的に正しいが、実行方法を記載すべきであるなどという御意見、法科大学院の定員削減や統廃合などについて、法科大学院の自主的な判断によるべきであるという御意見や、法令の制定により進めるべきであるという御意見のほか、その際に全国に適正に配置することや、小規模法科大学院についての配慮を求めるべきであるという御意見などございました。

続いて25ページを御覧ください。(2)の法学未修者の教育についてですが、寄せられた御意見のうち、約3%，96通において触れられております。ここでは未修者に対する教育全般について、幅広い御意見が寄せられました。また、共通到達度確認試験の導入については、賛成する御意見や慎重な検討を要するという御意見、反対する御意見がありました。

幾つか御紹介しますと、共通到達度確認試験については、この試験のほか、法律基本科目をより重点的に学べる仕組みを作るなどの改善策をとるべきであるという御意見、未修者が自らの到達度を知り、学習の在り方を省みるための指針としても重要な意義を有するから、導入に向けた検討を進めることが適当であるが、未修者から法曹養成のための専門教育を、3年以内で段階的に履修する機会を不当に奪うことがないように、十分配慮する必要があるという御意見、共通到達度確認試験が定着して、信頼性が高まったときには、それを司法試験の短答式試験のかわりとする構想も検討に値するという御意見、2年次から3年次への進級の際にも、到達度判定の仕組みの導入を検討すべきとされているが、どの程度の水準の試験を実施することが想定されているのか、判然としないことなどから、導入の可否及び内容

については、慎重な検討が必要であるという御意見、未修者に対して試験を導入するなどして、客観的かつ厳格に進級判定が行われると、未修者の多数が留年等するおそれが増えし、その結果、授業料のさらなる負担や中退によるリスクが増大するから、未修者が法科大学院に入学するインセンティブをそぐおそれがあると危惧する御意見などがありました。

そのほかにも、2年次及び3年次において、現在の法科大学院設置基準等を前提とする限り、法律基本科目の単位数を増加させられないが、未修者について法律基本科目の学習をより重点的に行える制度の検討が必要であるという御意見や、カリキュラムの日程につき工夫を求める御意見や、未修者コース内に法学部卒の者のクラスと、いわゆる純粋未修者の者のクラスを別々に分けてカリキュラムを変えるべきであるという御意見などがございました。

法科大学院についてはそのほかにも28ページからその例を記載しておりますとおり、適性試験制度などについてさまざまな御意見がありました。

続いて司法試験についてに関する御意見です。30ページを御覧ください。(1)の受験回数制限については、寄せられた御意見のうちの約11%，338通において触れられております。ここでは司法試験の受験回数制限について少ない順に、現行の制度を維持すべきであるという御意見、おおむね5年以内に5回まで緩和すべきであるという御意見、そして一切の制限を廃止すべきであるという御意見になっており、一切の制限を廃止すべきであるという御意見が多数でした。

幾つか具体的に紹介いたしますと、まず少数ながら現行の制度を維持すべきであるという御意見がありました。その理由としては受験回数制限を設けること自体は妥当であり、3回不合格になった際に、人材の受け皿がないことが問題であるとするもの、合格率の低下を懸念するものや、早期の転身を促すことも重要であるという御意見などがありました。次に5年以内に5回まで受験できることとする御意見ですが、その理由としては5年以内に3回までという制限内容が過酷であり、受験生に過度の心理的負担を与えることを挙げるもの、受験生に対し、勉強すること以外の受験に関する戦略を立てさせるべきでないことを挙げるものなどがありました。この点については、過去に3回の受験制限によって受験資格を失った者にも再受験資格を与えるべきであるという御意見もありました。次に回数制限を撤廃すべきであるという御意見ですが、その理由として、他の資格試験として異例の制度であって、受験生に対し精神的負担をかけていることを挙げるもの、職業選択の自由などを挙げ、いつまでその職を目指して行動するのかは、本人の自己決定に委ねるべきであることを挙げるもの、法科大学院における教育効果が薄れないうちに、司法試験を受験させる必要性があるという受験回数制限を設ける理由について、不相当であるということを挙げる意見などがございました。

続いて32ページを御覧ください。(2)の方式・内容、合格基準・合格者決定については、寄せられた御意見のうちの約6%，177通において触れられております。ここでは司法試験の科目について、具体的な科目数及び内容を示して、その削減に賛成する御意見、及びこれに反対する御意見のほか、選択科目について言及する御意見がありました。また、司法試験の方式等について幅広い御意見も寄せられております。

幾つか紹介いたしますと、司法試験の科目を旧司法試験と同様に6科目にすべきですか、あるいは短答式5科目、論文式7科目とすべき、更には短答式を3科目にすべきなどの意見がありました。あるいは選択科目を廃止すべきという御意見、あるいは試験科目の削減は法

曹の質を高める方向とは逆の方向であるから、試験科目の削減は慎重に検討すべきであるという御意見、試験科目となる法律について検討を加えるべきであるという御意見、試験日程について、有職者が受験しやすいようにすべきであるとか、短答式と論文式の日程に間をあけるといった御意見、参考答案や採点結果などを開示すべきであるという御意見などがございました。

続いて予備試験について、34ページを御覧ください。寄せられた御意見のうち、約8%，242通において触れられております。ここでは合格者数等について一定の方向性を示すものを初め、幅広い御意見がありました。

幾つか御紹介いたしますと、法科大学院生の予備試験受験を禁じるか、予備試験を受験した場合、司法試験の受験回数制限について判断する際に、司法試験を1回分とカウントすべきであるという御意見、予備試験は経済的な事情がある者を対象とするものであるから、年収要件を定めるべきであるという御意見、予備試験の受験資格を大学卒業程度の学力有する者であるとか、一定の年齢以上の者とする御意見、予備試験の試験科目について、一般教養科目、その他の科目を減らすべきであるという御意見などがありました。

司法試験についてはそのほかにも36ページにその例を記載しておりますとおり、試験制度そのものについて幾つか御意見をいただいております。

続いて司法修習に関する御意見です。37ページを御覧ください。法科大学院教育との連携については、寄せられた御意見のうちの約3%，88通において触れられておりました。

また39ページですが、司法修習の内容については寄せられた御意見のうち、約6%，179通において触れられており、導入的修習として従前の前期修習の復活を求める御意見や、実務修習期間の延長を求める御意見、選択型実務修習の意義や、運用上の工夫について言及する御意見などが寄せられました。司法修習についてはその他に41ページにその例を記載しておりますとおり、全体の修習期間を2年間ですとか、1年6ヶ月間とすべきという御意見を一定程度いただいております。他方で、司法修習が旧来の民事訴訟実務や刑事訴訟実務についての訓練以上の意味がないなどとして、あるいは給費制が実施できないことを理由に、司法修習を廃止すべきという御意見もありました。

最後に、42ページからの継続教育についての御意見ですが、寄せられた御意見のうち、約3%，100通において触れられており、法科大学院において継続的教育を行うことについて、肯定的な意見、否定的な意見、それぞれございましたが、肯定的な御意見のほうを多くいただいております。そのほかにも、優秀な法曹資格者が若手法曹有資格者を指導する教育制度を作るべきであるといった御意見もありました。

以上が中間的取りまとめ全体に対する御批判や、本検討会議に関する御批判、意見募集期間についての御意見などがあり、その例を44ページ、45ページでそれぞれ御紹介しておりますので、参考にしていただければと思います。

長くなつて申し訳ございません。以上です。

○佐々木座長 ありがとうございました。

本日は、パブリックコメントが終わったものですから、最終的な取りまとめに向けて議論を進めるということありますが、具体的な議論に入るに先立ちまして、まず今年の司法試験の出願状況等に関する資料、これを事務局から説明お願ひします。

○松並官房付 まず事務局から、前回の会議以後に幾つか新しい資料が出ておりますので御説

明させていただきます。

事務局提出資料、右肩に資料1と大きく書かれているものですが、その中の71ページ、資料3を御覧ください。これは今年の司法試験の出願者数等に関する資料です。今年の司法試験の出願者数は1万315人となっており、昨年と比較しますと950人減少しております。

次のページを御覧ください。司法試験の受験予定者は、法科大学院修了認定後に確定しますので、その確定した受験予定者数の資料です。法科大学院修了の資格に基づいて受験する者が9,994人、予備試験合格者の資格に基づいて受験する者が184人となっております。今年の司法試験は5月15日から19日まで実施されましたが、次の73ページはその実際の受験者数です。速報値ではありますが、今年の受験者数は7,653人であり、昨年より734人少なくなっています。

次に75ページの資料4を御覧ください。これは司法試験予備試験の出願者数等の資料です。今年の予備試験は5月19日から実施されているところですが、出願者数は1万1,255人であり、昨年より2,137人増加しております。また次のページは実際の受験者数についての資料です。これも速報値ですが、今年の受験者数は9,224人となっており、昨年より2,041人増加しています。

次に77ページを御覧ください。これは第10回の会議に日弁連から提出された司法修習終了者の弁護士登録の状況に関する資料の最新の数字が入ったものです。65期司法修習終了者の弁護士登録状況は、一括登録時には546人が未登録でしたが、5月1日現在では未登録は95人となっているということです。この未登録者の中には登録見込みの者6名、企業、官庁、大学等への就職等が23名含まれています。次のページ以降は、60期以降の各期の状況を一覧表やグラフにしたものなどです。

最近の状況についての資料は以上でございます。

○佐々木座長 ありがとうございました。

それでは、次に本年度の法科大学院の志願者、入学者数の状況につきまして、文部科学省から資料の説明をお願いいたします。

○板東高等教育局長 それでは、お手元の資料2を御覧いただければと思います。文部科学省説明資料でございます。

まず、1ページ目を御覧いただきたいと思います。平成25年度の法科大学院の志願者数につきましては、1万3,924人ということで、前年度に比べまして約25%の減ということ、またピーク時の平成16年度の7万2,800人と比較いたしまして、約8割減という状況でございます。また、入学者につきましては、2,698人ということで、前年度の3,150人と比較いたしまして、約14%の減ということで、ピーク時の平成18年度に比較して50%以上の減ということになっております。また、入学定員充足率でございますけれども、平成25年度について63%ということで、前年度の70%と比較いたしましても7ポイント減という状況になっております。

次のページを御覧いただきたいと思います。今までの入学者数や入学定員の推移と、今までの取組との関係について御説明をさせていただきたいと思っております。まず、入学定員を御覧いただきたいと思います。ピークと現在の数字については青の囲みの部分でご

ざいます。また、①のところに書かせていただいておりますように、平成22年度から全ての法科大学院について入学定員を削減したということがございまして、ここに御覧いただきますように減っているという状況がございます。ピーク時に比べて3割減という状況でございます。それから②にございますように、競争倍率につきまして、その入学者の質の確保をするということで、競争倍率の確保をお願いしてきております。これは赤の囲みの部分が入学者のピーク時から現在まで減少しているというところに影響してきているわけでございますけれども、競争倍率2倍以上を目指して取組を各大学にお願いしてきた結果、5割強、入学者数が減ってきてるという状況でございます。それから③にございますように、現在及びこれから更に取り組んでいくということで、入学定員充足率の確保などを通じて、入学定員と実入学者数の乖離、その差を縮小するということで定員削減の促進をしてきておりますし、更にこの中間的取りまとめ等にも御指摘をいただいたような、さらなる見直し方策というのを検討していく必要があるというふうに考えているところでございます。

次のページを御覧いただきたいというふうに思います。その中でも特に入学者数全体というのではなく、特に課題を抱える法科大学院の状況を御説明したいと思っております。ここにございますように、全国平均の半分未満の司法試験の合格率という法科大学院が24校ということでございますけれども、この実入学者数を合計いたしますと、非常に大きく減少しているという状況がございます。平成18年の1,201人に対し、現在は168人で、全体の6.2%となっており、大幅な減をしているところでございます。この24校の中には、この下の囲みのところに示させていただいておりますように、既に募集停止をしている6校も含まれておりますし、それからいろいろ御指摘がございます地域適正配置や、例えば夜間大学院とか、あるいは社会人を積極的に受け入れているといったような特性を有する法科大学院も、この中には含まれているところでございます。

こういった状況の中で、課題を抱える法科大学院の全体に占める割合、影響というのが非常に小さくなってきてるという現状がございます。

次のページ、最後のページでございますけれども、現在、どのように取り組んでいるか、組織見直しに関してどのような取組をしているかでございますけれども、これまで御説明しております点が1のところでございます。公的支援のさらなる見直しということで、昨年9月に公的支援の更なる見直しの基準を発表しております。これは平成26年度の入学定員の見直しに向けて、基準を公表したものでございますけれども、現在、これを踏まえての各大学院における見直しの検討というのが行われております。これは6月末までに報告される予定になっております。

それから中教審におきましても、さらなる教育改善などの取組促進ということを行っているところでございますが、特に3のところでこの法曹養成制度検討会議の中間的取りまとめが公表されましてから、我々としても新たな取組をさせていただいております。

まず、全ての法科大学院に対しまして、この中間的取りまとめにおける非常に厳しい御指摘をいただいているということを、それぞれの個別の大学院に直接お伝えをしている。そして今後に向けての入学定員の適正化や、組織の見直し、教育の改善といったところについて、全ての法科大学院に対しまして、積極的な自主的な取組をお願いしているという

ことでございます。今、この時点におきましては、まだ公表できる時点ではございませんし、各法科大学院が検討していただいているというところでございますけれども、この理事者側、それから法科大学院の教えるほうの側と、双方をお呼びしてこういったことをお伝えし、検討をお願いしているという状況でございまして、定員削減、あるいは募集停止を考えているところもある、あるいはその連合といったようなことをこれから検討していくというところも含めまして、かなり自主的、積極的な御検討をいただいているというふうに認識をしているところでございます。

今、申し上げましたような点いたしまして、最終的に我々として考えているところを二、三点申し上げたいと思っておりますけれども、こういった状況で、先ほど入学者数等の減少の推移をお示ししたところでございますけれども、来年度以降も本日御報告したような傾向で志願者数とか入学者数が減少していった場合に、全体として大変厳しい状況になる可能性があるのではないかということを、かなり危機感を持って我々としても受けとめさせていただいているところでございます。これまで課題があるところに対して厳しく検討していただくという取組、公的支援の見直しなどをしてきておりますけれども、それに加えまして、更に多くの志願者を確保していく、トライをしていただけるような法科大学院のさらなる浮揚といいますか、好循環につながっていくような積極的な改善策を促していくような取組、あるいは支援ということも、今後とも更に必要ではないかというふうに思っているところでございます。これについても検討していきたいと思うところでございます。

それから志願者減の問題につきましては、これは法科大学院教育の改善というのはもちろん、定員規模、組織の見直しをしていかなくてはいけないということもございますけれども、法科大学院だけではなく、この検討会議で御議論いただいておりますような職域拡大とか、法曹人口の在り方、あるいは司法試験改革といったような、他の事項との関係接続ということを考えながら、全体として取り組んでいかなければいけない、総合的に取り組んでいかなくてはいけないのではないかということを改めて強く感じさせていただいているところでございますので、その点も踏まえて御検討いただければというふうに考えております。

以上でございます。

○佐々木座長 どうもありがとうございました。

それでは、中間取りまとめの段階で、積み残しの課題となっておりました幾つかの点につきまして、今日これから議論をお願いしたいと思います。そこで試案を用意いたしましたので、それをもとにして御意見をいただければと思うわけでありますが、そこでいわゆる座長試案と、それに関連する資料についての説明を事務局からお願ひします。

○松並官房付 では、ただいまの座長試案について、事務局から御説明させていただきます。先ほどの資料1のつづりを御覧ください。この中の資料6以降が3つの座長試案、それと関連する資料となっております。

まず81ページの資料6を御覧ください。こちらは司法修習生に対する経済的支援についての座長試案です。この点については、中間的取りまとめで提示したとおり、貸与制を前提とした上で司法修習に伴い、個々の司法修習生の間に生ずる不均衡への配慮、司法修習生の

修習専念義務の在り方などについて検討し、次の3点の措置を講じることとするとされております。なお、この措置は可能な限り、今年11月から修習を開始する第67期司法修習生から実施するとされております。

まず、1つ目の措置として、分野別実務修習開始時に現住居地から実務修習地への転居を要する者について、移転料、つまり引っ越し代を支給することとされております。これは実務修習地について希望が通ったか否かを問わず支給するとされております。なお、83ページには給費制と貸与制下における支給額等を整理した資料をつけておりますが、下から2番目の転居費用の欄がこの移転料の部分でございます。

次に2つ目ですが、集合修習期間中の入寮について、これまで通所圏内に住居がなく、入寮を希望していたにもかかわらず入寮できない者がいたところ、これを入寮できるようにするとされております。

3つ目は修習専念義務についてです。司法修習生の兼業の許可については、法の定める司法修習専念義務を前提に、その趣旨や司法修習の現状を踏まえ、司法修習生の中立公正性や品位を損なわないなど、司法修習に支障を生じない範囲において従来の運用を緩和し、休日等を用いて行う法科大学院における学生指導を初めとする教育活動により収入を得ることを認めることとされております。

なお、その下の米印ですが、なお今後法曹養成課程全体の中での司法修習の在り方について検討する中で、必要があれば司法修習生の地位及びこれに関連する措置の在り方や、兼業許可基準のさらなる緩和の要否についても検討することは考えられるとされております。

次に法科大学院に対する法的措置等についての試案、資料の85ページを御覧ください。まず、1つ目の○において、教育状況に課題のある法科大学院については、公的支援の見直しのさらなる強化を初め、その再生・浮揚に向けた総合の方策を展開し、組織見直しを加速させるとした上で、こうした施策を講じても一定期間内に組織見直しが進まず、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、新たに法的措置を設けることとするとしております。そして2つ目の○で、法的措置を行う際の指標としては、司法試験合格状況、教育状況、その他のが考えられるとした上で、具体的な制度の在り方については新たな検討体制において上記施策の進捗状況を評価・検証し、2年以内に結論を得るものとする。ただし、施策の進捗の状況によって導入の必要がない場合には、法的措置の導入を見送ることもあり得るとしております。これはこの検討会議においては、1つ目の○にあるように、法的措置をとるという結論を出すものの、具体的な制度の内容を決めるには相当な検討が必要であることから、新たな検討体制において検討することとされております。

その下の米印では、法科大学院が目指すべき合格率について、まずは累積合格率で七、八割を目指し、最終的には直近合格率、つまり法科大学院修了直後、1年目の者の合格率で七、八割となることを目指すものとすることとされておりますが、法的措置の対象となる累積合格率等の数値については、新たな検討体制において検討するとされております。

次に3つ目の○は、逆に優良な成果を上げている法科大学院については、一定の優遇措置を講じることとし、具体的な内容については、今後の新たな検討体制において検討することとされております。

4つ目の○は、共通到達度確認試験についてです。中間的取りまとめの段階では、主として法学未修者に対する取組として位置づけられていましたが、むしろ法学既修者も含めた制

度として制度設計すること、また将来的には司法試験と連動させることも含めて、新たな検討体制において検討することとされております。

資料9は、第4回会議で提出した資料で、各法科大学院のこれまでの総合格者数等に関する資料です。

次に91ページを御覧ください。これは司法試験に関する座長試案です。まず1として、受験回数制限については、回数制限制度自体は維持した上で、5年間に5回まで制限を緩和することとされております。なお、5年に5回という制度が開始されると、それ以前に既に3回受験して資格を失った者も、法科大学院修了、または予備試験合格後5年以内であれば、受験資格が認められることとなります。

更に回数制限に関する資料としては、資料11から13がございます。11、12は第6回の会議に提出したものです。

次に資料13を御覧ください。受験回数制限に係るシミュレーションです。これは第6回会議で提出したシミュレーションから、その後のデータに基づき条件などを変更し、司法試験合格者数が1,500人の場合と2,000人の場合で作成しております。そして、それぞれ3つのパターンでシミュレーションをしているところです。合格者を2,000人と仮定したほうで御説明いたしますので、120ページを御覧ください。これは現行の5年に3回受験できる制度の場合の受験者数や、合格者数、合格率をシミュレーションしたものです。

次の103ページと104ページはいずれも5年に5回受験できるよう緩和し、その制度を平成27年から実施すると仮定して、シミュレーションしたものです。104ページのほうは、第6回会議で提出したシミュレーションと同様に、経過措置として、既に法科大学院修了から5年を経過したものについても、平成27年、28年に限り、2回まで受験資格を復活させるというものです。表の中で緑色の部分がその経過措置で復活した受験者の数です。これを5年5回の②としています。これに対して、戻ってすみませんが、103ページのシミュレーションは、このような経過措置は特に置かず、法科大学院修了から5年以内の者に受験資格を認めるとしているものです。これが試案のほうの考え方です。これを5年5回の①としております。この27年と28年の受験者数の増加が②に比べて少なくなります。

3つのシミュレーションを比較してみると、表の右下の黄色の枠の平成35年の単年合格率を見ていただきますと、5年3回の場合は67.9%，5年5回の①の例だと、49.1%，5年5回、②の場合だと、48.4%ということになります。他方、表の右側の欄で累積合格率を見ると、5年5回に緩和しても、累積合格率はほとんど低下しません。また、5年5回に緩和する2つのパターンで比較しますと、104ページの②では、平成27年及び28年試験の単年合格率が12%程度まで下がっていますが、103ページの①では、27年、28年試験の単年合格率は少し下がりますが、20%台を保つという結果になります。合格者数を1,500人と仮定したシミュレーションでは、合格者数が少ない分、合格率が低くなりますが、3つのそれぞれの傾向は同様となるものです。座長試案で示されているのが、先ほど申し上げました5年5回の①の方法です。

次に91ページにお戻りください。2つ目の方式・内容、合格基準・合格者決定についてです。まず、法科大学院教育との連携や、司法試験受験者の負担軽減を考慮し、司法試験の論文式試験の選択科目を廃止するとされております。更に同様の観点から、司法試験の短答式試験の科目削減等についても、新たな検討体制において検討することとされております。

なお、現在の司法試験の選択科目とされている分野については、新たな活動領域と密接に関連するものであり、法科大学院における教育を充実させることとされております。なお、司法試験の科目や法科大学院における授業科目については、105ページ以降に資料を添付しております。

また、座長試案にちょっと戻っていただきますと、注では法科大学院修了者と同等の能力を判定するという位置づけを踏まえ、予備試験の在り方についても新たな検討体制において検討するとされています。その下の米印は、共通到達度確認試験について、法科大学院についての試案と同様な内容になっておりますが、将来的に司法試験との連動についても検討するものとされて、その際、短答式試験の科目削減等との関係も考慮するとされているところでございます。

以上です。

○佐々木座長 ありがとうございました。

説明の資料が多くて、大分時間がたってしましましたが、それでは具体的な議論にこれから入りたいと思います。そこで先ほどの順番で、司法修習生に対する経済的支援についてということで、81ページの試案を中心にまず御議論をいただきたいと思います。どの点からでも結構ですので、御意見があれば出していただきたいと思います。

和田さん、どうぞ。

○和田委員 最近、弁護士の所得についての新聞報道がありました。ご存じの方もいらっしゃると思いますけれども。それには、平成23年の個人事業主としての弁護士2万7,094人について、経費などを引いた所得が年間100万円以下である者が6,009人で約22%，100万円を超えて500万円以下である者が5,208人で約19%となっている、というふうに報じられていました。これは、平成25年5月9日の毎日新聞です。恐らく、現在はより悪化している状態だろうと思います。

こういう傾向からすれば、更に今後も所得が減少していくことが十分予想されるところであります。やはり、給費制を廃止して貸与制に移行したときの弁護士像という前提とは、現在は事情が大きく異なっているというふうに思います。

したがって、就職難の状況になかった弁護士の平均所得額の高さという論拠も、現在では妥当しなくなっている以上、私としては貸与制を維持することには反対です。司法修習生が何らかの給付を受けるということになると自体には、あえて反対いたしませんけれども。

ただ、私の考えとは前提の違う座長試案について、一点だけ申し上げますと、3の「修習専念義務について」のところに、兼業の許可の緩和の例として、「法科大学院における学生指導をはじめとする教育活動」という言葉がありますけれども、これを入れるのであれば司法試験予備校での受験指導も同列に扱うということを確認していただきたいと思います。つまり、予備校での指導がその3の2行目あたりにあります「司法修習生の中立公正性や品位を損なう」に当たる、という解釈はするべきではないということですね。そういう解釈がされることを危惧していますので、あえて発言させていただきました。

以上です。

○佐々木座長 ほかにどうでしょう。清原委員どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。三鷹市長の清原です。司法修習生に対する経済的支援

についての座長試案について、意見を申し上げます。その前にこの中間的取りまとめに対して、3, 119通もの多くのパブリックコメントが寄せられたことに感謝しますし、佐々木座長におかれでは短期間に座長試案をおまとめいただきましてありがとうございます。

基本的に私は現行の枠内で、本日座長試案として掲げられた3点は、実現可能なものと思いますので、ぜひともそれぞれを必ず実現していただきたいと思いますし、次の3点の措置を講じることとする括弧に、「可能な限り、第67期司法修習生（本年11月修習開始）から実施」とあることは、極めて重いことでございまして、その実現に向けて関係機関、特に財務省には格別の御配慮をお願いしたいと思います。

さて、今回パブリックコメントにおいて、「経済的支援」に関するものが延べ2, 421通と、最も多かったということは、やはり重要な意義があるというふうに思います。私はかねて、修習地を希望しても希望どおり配属でないこともあります、もちろん第3希望までの修習希望は約8割は満たされるようですけれども、希望地として記載していなかった場所になる人も7%程度いることから、やはり配属地で修習するために6割程度の修習生が引っ越しをするということであるならば、何らかの不均衡があり、不公平とは言い過ぎかもしませんが、それを是正するということが重要だと発言してきました。したがいまして、1点目の「分野別実務修習開始時における転居費用について、旅費法に準じて移転料を支給する」ということは、大変大きな一步が踏み出されるということになると思います。

私は更に広範な実費弁償的なことも御提案したわけですが、先ほど冒頭申し上げましたように、現行の法律、あるいは制度の枠内で少なくともできることについては、まず端緒を開いていただきたいと思います。

2点目の「集合修習期間中の入寮」についても、「通所圏内に住居を有しない者については入寮できるようにする」とあります。これはいろいろ書いていなくて、「入寮できるようになる」というふうに書いてある点は、どれだけ最高裁判所のほうで寮が余っているのか分かりませんが、余っていないかもしれませんけれども、創意工夫の中で入寮を希望者にはできるようになるということは、かなり前進したことではないかと思っています。「中間取りまとめ」でもそういう方向性が示されましたので、ぜひそれを「最終的な取りまとめ」でも示していただければと思います。

なお、最後の「修習専念義務」についてでございますけれども、これは一定の緩和が提案されているようで、先ほど和田委員のほうでもこの「法科大学院における学生指導を初めとする教育活動」とありますので、それだけに限っていないようございますので、幅広い意味で司法修習生の経験や学びが後輩により生かされるような道筋が含意されている、含まれているというふうに私は前向きに受けとめました。ぜひ、こうしたことを通して、単に修習専念義務を緩和するという意味ではなくて、急激に減少傾向にある法曹志願者に、やはりいい意味で先輩の司法修習生と出会う機会を保障していくという意義、価値があると思います。したがいまして、結論から申し上げまして、ぜひ本日座長試案として示されました司法修習生に対する経済的支援の1, 2, 3については、可能な限りというよりも、必ずや第67期司法修習生から実施していただきたく強く要望させていただきます。

以上です。ありがとうございました。

○佐々木座長 どうもありがとうございました。

それでは、オブザーバーから御発言の要望がありますから。

それでは、橋本さん。

○橋本オブザーバー 一言、コメントをさせていただきます。

当連合会としては、一貫して給費制の復活をお願い申し上げてきているところでございますけれども、今日の座長試案の1及び2項は、貸与制のもとで生じている著しい不均衡に関して、法令の改正を伴わないでできる措置を、緊急におとりいただいた趣旨のものと理解をいたしました。もっとも、これらは修習にかかる費用のごく一部の補てんにとどまっておりまして、法曹資格の取得者に対して特別に課した研修に係る費用の支給として、極めて不十分と考えます。この点は、本検討会議の設置を決めた裁判所法等の改正・附帯決議の趣旨、激減する法曹志願者に対する明るいメッセージとしてこれで果たして十分なのかどうか、また給費制の復活を求める声が、パブリックコメントでも生の声として非常に多く寄せられているという事実も踏まえまして、さらなる御議論をお願いしたいというふうに思っているところでございます。

また3項でございますが、修習専念義務の維持を前提にした上で、これまでの余りにも厳し過ぎた兼業禁止の運用を緩和する趣旨のものと思われますが、事の本質はバイトができればよいとか、バイトをすればよいということではなくて、「充実した修習を行う」ことだと思いますので、その観点からは修習専念義務自体を緩和するということには、やはり慎重であるべきだと考えています。

そのような意味を含めまして、この座長試案は緊急的に対応できるものに対応していたいという、修習生に対する新たな経済的支援の第一歩と考えますが、なおこの検討会議でさらなる議論をいただきますことを期待いたしますし、またこのペーパーの末尾の米印の部分のお書きにあります「今後法曹養成課程全体の中での司法修習の在り方について検討する中で」、修習生の地位・身分というものを明確にさせていただいて、それにふさわしい修習に専念できる処遇が確立されることを期待いたしております。

以上です。

○佐々木座長 どうもありがとうございます。ほかにございませんか。

丸島委員どうぞ。

○丸島委員 冒頭に、中間的取りまとめ以降のこの1か月に起きたことの御報告が、パブコメの報告も含めてありました。これらは重要なこととして我々は受けとめる必要があるだろうと思います。つまり、今年の法科大学院の入学者が2,700名を若干切るぐらいに減少し、従来から引き続き減少し続けているということです。その他、司法試験の受験者数等の指標も言われたとおりの状況であります。更にまだ正確な数字ではありませんが、適性試験の受験者数、これも聞いているところでは、やはり前年比15,16%の減少ということで、その計算でいくと実質的には5,000名程度になるのではないか。とすると、来年の法科大学院の実入学者は、更に減少していくという流れの中で、この検討会議が開かれているということあります。他方では、報道されているとおり、予備試験がこれと裏腹に注目を浴びているというような状況が続いています。この検討会議としては、先ほど文科省も言われており、現状の悪循環を好循環に変えていくための実効的な改善

措置をとることについて、積極的なメッセージを発することが重要であり、そのことが改めて求められているということを、この間の経過から強く実感しております。

更にパブコメの結果は、先ほどお話に出ましたとおり、給費制をめぐる意見が全体の8割から寄せられております。これもいろいろ伺っていると、主要な法科大学院の在学生の方々のかなり多くから給費制復活を求める意見が出されているということあります。法曹志願者の減少が続く中で、法曹を目指して頑張っている彼らが今置かれている状況を反映しているものであり、私はこの結果を重要な受けとめるべきだろうというふうにまず思います。

そのことを前提とした上で、本日の司法修習生に対する経済的支援についての座長試案であります、今述べられたとおりに、この案は考え方の整理として恐らくは実務修習地を修習期間中の生活の根拠として位置づけ、したがって実務修習地に転居する費用の支給や、実務修習地から、一時期、東京の集合修習に参加する間の費用について、寮に入寮させるということで何とか一部でも負担軽減していこうという考え方だろうと思います。そういう意味では現行の貸与制が抱えるさまざまに指摘されている問題点の一つを、法改正をすることなく早急に是正しようとする趣旨に出たものだと理解されます。その意味では、これは今期から早急に実施していただきたいと思います。

もう一つ、修習専念義務の問題ですが、これは今、指摘もありましたとおり、ほかの公的な職業の専念義務と比べても、硬直的な運用がありますので、それを改めるということでの必要性はあると思います。しかし、修習専念義務の本来の趣旨からして、いわゆる経済問題とは異なる次元の問題でありますと、兼業基準を緩和して収入を得られればそれでよいとする議論は、適切ではないだろうと思います。実際にも、現実の修習生活は非常に密度の濃い毎日であり、兼業で別の収入を得るということなど、実際に容易にできることではないと思います。今、申し上げたパブコメに表れているとおり、法科大学院在学生の置かれている状況に十分留意した上で、座長試案の最後のなお書きにありますとおりに、引き続き法科大学院と修習のそれぞれの役割や位置づけ、司法修習の内容と司法修習生の地位、責務や規律など、司法修習の在り方について検討を加え、司法修習生に対する一定の給費の支給を含めて、さらなる処遇改善の検討を今後とも行う必要があるだろうと思います。

○佐々木座長 ありがとうございました。ほかにいかがでしょう。

宮脇さん、どうぞ。

○宮脇委員 私はこの座長試案に対しましては、これに賛成をさせていただきます。経済的支援につきましては、今までいろいろな考え方が提示をされて、それぞれに説得力のある内容だったというふうに思っております。そういう中で、先ほども御指摘ございましたけれども、やはりいろいろな考え方の中で協力し合って、制度というものを一步でも前に出していくというのが公共政策の姿だろうと思っております。そういう中で現行の枠の中において、ぎりぎりのところでいろいろなことを考えていただいておまとめいただいたというふうに思っていますので、この座長試案につきまして、私は賛成をいたします。ただ、現状においてこれが限界的であるということは、そういう意味で理解をいたします。もちろん、これが100%十分であるということではないわけですけれども、やはり一步前進めていかなければ

ればならないわけですから、この座長試案をもとに整理をしていただくということをお願いしたいと思います。

以上です。

○佐々木座長 ありがとうございました。

国分委員どうぞ。

○国分委員 この座長試案の文章の最後が「講じることとする」となっています。以前のものは「すべきである」とか「必要である」という表現であるのに対して、「こととする」ですので、あれ、これで良いのかなという印象を受けました。相当事前に協議されて実現が可能である、ということが表に出てしまった文章ではないか、こう感じるのでございます。

そうすると、先が言い出しにくいのですが、3番の修習専念義務の下り、これを出しますと、あとはなし崩しになってしまって、違反との線引きができない。それから違反を見付けたらどう対処するかという問題が生まれるのではないかと心配します。原則は、司法修習に対してしっかりと援助をすべきなのです。それから、「こととする」というほど強くないのですが、例えば法曹三者が呼びかけて寄附を募る財団を作るとかの、未来に向けた提言も入れて良いではないでしょうか。今出来ること以外のいろいろな方策を探っていく、更に国民全体として司法修習を支えようではないかといった文章を、入れるのも良いかなと考えます。

○佐々木座長 どうもありがとうございました。難しいことは必要があれば後でお答えさせますけれども。

ただ、いろいろ御意見、ほかにも伺いますけれども、先ほど来、お話ありましたように、制度の条件を考慮に入れた中で、どこまでできるかということをとりあえず時間が非常に大事だということから、こういう案を作らせていただいたということは間違いございません。今、国分委員が言われたこと、さっき和田委員が言われたことは、議事録にとどめ置いて、しかるべき形で御認識をいただくようにしたいというふうに思っております。

これについて、ほかの発言はありませんか。それでは、田中委員、田島委員で順番に。では田中さんから。

○田中委員 座長試案については、基本的には賛成であります。分野別実務修習の開始時における転居費用につきましては、これまでにも議論がありましたけれども、給費制の下においては支給されてこなかった費用であります。したがって、貸与制の下において実務修習地に関する希望の有無を問わずに、国が一律にこれを支給するということに合理性があるかどうかについては、一応、議論にはなろうかと思います。しかしながら、前にも述べましたけれども、実務修習に入るに際して転居を要した司法修習生には、転居の必要ななかった者に比べると現実に多くの費用負担が発生することに間違いはありません。個々の司法修習生に生ずる不均衡への配慮という考え方をこの問題について適用することは、結論において相当であると思います。

そこで、修習を開始することに伴い、不可避的に生ずる負担のうち、支出の合理性が認められるものについてはこれを認めてもよいのではないかという、そういう基本的な見解の下に、これまでの検討会議におけるほかの委員の方々の議論をも踏まえて改めて考

てみますと、現行法の下においても、旅費法の移転料を準用して支給が可能であるということであれば、これを認めてよいというのが現在の私の意見でございます。

次に集合修習期間中の入寮問題でございますけれども、繰り返して詳細は述べませんが、司法研修所が寮の運営について運用上の工夫をして、通所圏内に住居を有しない者が入寮できるよう、改めて強く要望したいと思います。

最後の修習専念義務の点でございますが、ただいま議論がありましたけれども、この修習専念義務というのは、給費制か貸与制かといったその仕組みとは理念的には必ずしも必然的な関連はないと考えております。それはさて置きまして、修習専念義務の在り方については、この司法修習生の中立公正性や品位を損なわないなど、司法修習に支障を生じない範囲であれば、座長試案の例示列挙の線に沿って、従来の運用を緩和することに特に依存はございません。

以上でございます。

○佐々木座長 田島委員どうぞ。

○田島委員 この座長試案を読ませていただいて、座長は随分御苦労されたんだなと、何かちょっとお気の毒に思うような文章で、今これ3か所ありますけれども、これをこの法曹養成検討会議で出すような話ですかね。これは実務をされる役所のところで、それぞれこういう問題がありおかしいというのは気づいてやるべき話でしょう。特にこの専念義務のところで、いろいろ疑義が出てきて、皆さん大変な状況になっているなんていうのは、我々が知るだけではなくて、そこに直接関わっておられる役所の方は、いろいろな形で知っているはずなんですよ。もちろん、これやらないよりやったほうがいいというのは当たり前のことですけれども、そういう枝葉のことをぐじゅぐじゅ言うためにこの会議をしたんでしょうか？もちろん、これするなということではありません。

ただ、ここですごく大事なことは、この司法修習生が経済的にも追い詰められてきて、それでいろいろな問題が出てきている。それはパブリックコメント一つ見ても、78%ぐらいが経済的な問題について集中しているわけです。現実に苦しんでいる人たちが出てきて、修習に専念しろとか、専念義務があるとかいろいろ言うけれども、実際は就職のために走り回ったり、あるいは2年間やっていた修習が1年になったり、それからなんか格好はいいけれども、プロセスの中でやるからこれは大学院で本来やるべきもので分担が違うんだとかって、へ理屈だけはいっぱい並べられているけれども、実際はすごく困っているじゃないですか。現に修習を受けている人たちも、それから法曹を目指す人たちのところも、本当に困っているんですよ。やっぱり経済的な問題は非常に大きいんだと思います。ここでやっぱりしっかり我々が、基本的な課題について考える必要があるのです。司法修習専念義務というものを課すんですか。課すんであれば、それに関わる身分待遇をどうしますか。身分待遇をきっちりきめて、国家として非常に重要な法曹養成をする覚悟みたいなものを示さないといけないのではないかと思う。もちろん、我々の限られた期限の中で、それが全部できるとは思いません。しかし、それだったらこういう課題があるので、これを次のところでしっかり検討すべきだというコメントを入れるべきではないかと思います。

これにできれば、皆さんが次のステージに期待をされるようなものを、入れていただければと思います。これ作られるのに努力をされた皆さんたち、いろいろな御意見もあった

んだと思いますそこは本当に御苦労さまだと感謝したいと思います。役所のそれぞれの担当の皆さんの御意見も相当聞かれたんだと思うけれどもしかし、私たちだって相当、いろいろ犠牲にしてここに来て、できればお役に立ちたいと思って言っているんですから、できたら私たちの委員の言うことをもうちょっとしっかり出していただけないか。ということをお願いしたいと思います。

○佐々木座長 どうするか、ちょっとと考えさせてください。

ほかに。それでは、ほかの案件もありますので、今日は本件については皆様の基本的な御意見を伺ったということにさせていただきます。

次に、85ページの法科大学院に対する法的措置等についてというところについての御意見を伺いたいと思います。いかがでございましょうか。

それでは、井上委員どうぞ。

○井上委員 2点、申し上げたいと思います。1点目は、新たに法的措置を設けることとするとなっている点についてですけれども、ここで言う「法的措置」とは具体的にどのようなものであるのかということについては、本会議でのこれまでの議論でも幾つかの考えられる措置についての言及があったものの、共通の認識が得られるまでに至っているとは思えません。また、そのうち法科大学院の設置認可を取り消すとか、受験資格を奪うといった、最もドramaticな措置につきましては、法制上ないし、政策全体としての整合性、あるいは大学の自主性といった原理的な問題との抵触の可能性などから難しいところもあり、採用が可能であるかどうか自体について慎重な検討が必要であるということは、何度か指摘させていただいたところです。ですから、具体的にそこまでのことを意味しているとするならば、その可否及び当否を見定めた上でなければ確約することはできないのではないか。もし、確約した後になって、できないということになるようなことは、避けるべきだろうと思います。

したがって、ここで言う「法的措置」が特定の何らかの措置を具体的に意味するということであるとすると、「設ける」とまで言い切るのはいかがなものかと思います。恐らくそうではなく、先ほどの事務局の説明のニュアンスとしても、内容として具体的にどのようなものとすることが可能なのか、また適切なのかという点を含め、その可能性を幅広に考えて、法的措置の在り方を今後検討するという趣旨なのかなというふうに理解しました。そういうふうに理解する限りにおいて、この御提案に基本的に賛成です。

その意味でちょっと誤解のないように、ワーディングについても更に工夫の余地がないかどうか、お考えていただきたいというのが1点目です。

2点目は、2つ目の○の米印の部分ですけれども、最終的には直近合格率で7割、8割となることを目指すと書かれているのですが、大きな目標としては私などもそういうふうになれば良いなとは思います。ただ、これがその後に書かれてある法的措置の発動基準との関係で見ますと、そこで言う「法的措置」の内容が具体的にいかなるものを意味するかにもよりますけれども、現実的に考えて一種のいわば権力発動による措置が必要となり、また、正当化されるのは、やはり最低ライン、あるいはかなり低いラインをすら下回っている法科大学院に対して発動されるということになるだろうと思われますので、直近の合格率が7割、8割ということと、そのラインとの間にはかなり隔たりがあると、現実的に言ってそういうことになるだろうと思います。したがって、この1つの文章に続けて書くと、無用の憶測とか

不安を招くおそれもありますので、できれば文章を書き分けるなり、適切な修文をするなどの配慮が必要ではないかというのが2点目でございます。

○佐々木座長 どうもありがとうございました。

では、ほかの方から。和田さんどうぞ。

○和田委員 この法的措置の問題も、私の考えとは前提が違うんですけれども、一言意見を述べさせていただければと思います。

この法的措置というのは、座長試案の米印のところからも窺われますように、法曹志願者の減少の主な原因は司法試験の合格率の低さにあるという考え方をとった上で、合格率の分母に当たる司法試験受験者数を減らせば合格率が高まり、それによって法曹志願者の減少を阻止する対策になる、あるいは法曹志願者を増やす方策になるという考慮もあるように思います。

しかし、私はそういう考え方ではうまくいかないのではないかと思います。その理由ですけれども、現状は法曹志願者の激減によって、既に定員割れとなっている法科大学院が非常に多いわけですね。文科省の説明資料にもありましたように、今年度は93%の法科大学院で定員割れとなっているわけですし、今年度における法科大学院全体の定員充足率は63%に過ぎないわけです。そうすると、仮に法的措置を用いたとしても、しかもそれも早くても2年後からだというのであれば、一部を統廃合させたり定員の一部を削減させたりするぐらいでは、現実の全く不十分な後追いとなるに過ぎず、志願者の減少に追いつかないように思います。

そうすると、司法試験の合格率の分子に当たる合格者数を減らさないということを前提にした場合に、法曹志願者の減少で法科大学院入学者も減り、合格率の分母に当たる司法試験受験者も減って、司法試験合格率は高まるということになります。そうすると、これは、「司法試験の合格率を上げて、その結果として法曹志願者を増やす」というのではなくて、むしろ「法曹志願者が減少して、その結果として司法試験の合格率が上がる」という皮肉な結果が生じるだけであるように思います。

結局は、弁護士の職業としての魅力を増すとか、あるいは法科大学院や司法修習における借金の問題を改善するなどとかを考えないで、法的措置の制度を作ったとしても、私は、法曹志願者の減少の対策、あるいは法曹志願者を増やす方策としては有効ではないのではないか、というふうに思います。

以上です。

○佐々木座長 何か具体的な御提案ありますか。

○和田委員 ですから、今まで申し上げたとおり…。

○佐々木座長 いや、ここについては特に何かありますかということです。この85ページについて、何か御提案ありますかという。

○和田委員 だから、これが法曹志願者の減少に対する対策としては効果的ではないのか、というのが私の意見です。

○佐々木座長 という意見ですね。法科大学院をどうするという話と関係がないわけではないけれども。

○和田委員 私の意見は、今までいろいろ申し上げたとおりです。

○佐々木座長 それは分かっています。分かっていますが、何かここについて特に具体的な修

正案があるのかどうかと思ったものだからお聞きしただけです。特になければ結構です。
ほかに。清原委員。

○清原委員 ありがとうございます。三鷹市長の清原です。

本日法務省が御紹介くださいましたデータによると、予備試験の受験者が増加傾向にあるということです。ただ、いわゆる旧試のときの人数に比較すると、まだまだ極端に多くなっているということではないようですので、まずは予備試験についてはもうしばらく推移を客観的に観察し、考察する必要があるというこの会議での在り方というのが、今回のデータについても継承されることが必要だと思います。

ただ一方で、文部科学省の板東局長が御紹介いただいたデータによりますと、法科大学院の志願者についても、また実入学者についても、これは私は「激減」というふうな表現が当たるのかなと思っているんですが、平成25年度は入学定員が4,261人に対して、実入学者が2,698人まで落ち込んでいるということで、従来の傾向から推測しますと、卒業者が2,200人程度、司法試験の受験者が2,000人程度になってしまうかもしれません。仮に司法試験の合格率がアップしたとしても、合格者が1,500人を下回ってしまうかもしれないというような、基本的な最近の動向をお知らせいただいたと思っています。

この、「法科大学院の実入学者等が減少傾向にある」ことは、これまでの法科大学院の改革に向けての文部科学省の定員管理や、あるいは合格率の目安に関する指導が一定の効果をあらわしているとともに、何よりも各法科大学院の皆様が、それぞれのこの状況を直視して、自主的に「改善」の努力をされてきた。「改善」だったかどうかというのは、この表現は良くないかもしれませんけれども、少なくとも「改めて来られた」からこのような数になっているのかもしれません、「優れた法曹有資格者が日本という国家に必要である」というふうに思っている私の立場からは、法曹志願者が志願しないのは困ります。優秀な若い人、あるいは今働いているけれども、機会があったら法曹に、という人はいるはずですので、そういう人たちが法科大学院を志願しなくなっている、あるいは願書は出したけれども受けないという状況については、やはり深刻に考えなければいけないと思っています。

3,000人の目標は置かないことにするにしても、この法科大学院への志願者及び実入学者の減少は深刻ですので、私は優秀な人材がほかにこれ以上流出しないようにするためにも、この座長試案の最初の〇の2つなんですけれども、これは井上委員もおっしゃったんですけども、この〇の2つの関係はデリケートでして、やはりこれだけ改革をしてきたけれども、「再生・浮揚に向けた動きがない場合には、法的措置もあり得る」とされています。しかしながら、今、私が申し上げたような状況を、新たな検討体制において、「これらの施策の進捗状況を評価・検証して、導入の必要がない場合には、法的措置の導入を見送ることもあり得る」ともあります。ですから、非常に丁寧に検証していくこう、評価していくこうということが〇の2つ目には書かれていて、2つに分かれているんですけども、恐らく密接不可分の関係にあるのではないかというふうにも感じました。

私としては何よりも法科大学院に志願していただきたいし、優秀な方が大部分、学びを終えて司法試験に合格していただくということがやはり重要だと思っていますので、この

2年間留保つきの○の2つについては、本当にここに書いてありますように、評価・検証を丁寧にするということを前提に記述していただければと思います。

さて、そのためにも、何となく法的な措置とか、何か規制、規制というようなところを少しでもポジティブに転換する意味で、○の3つ目に「一定の優遇措置を、優良な成果を上げている法科大学院にはする」と書かれている点、これは一見、非常に前向きなように思いますし、法科大学院の教育力の「質の向上」を図る呼び水というか、インセンティブのように思います。けれども、優良な成果を上げている法科大学院をどんな基準で優良というのかという課題が残ると思います。それは司法試験の合格率が高いということだけで優良なと言えるかどうか。私はやはり「教育の質」というのはもっと多元的なものであると思いますし、そのあたりが課題として残ると思います。また、ほかの専門職大学院に、同様の優良な成果を上げている場合の優遇措置というものの前例を知らないので、ほかの専門職大学院とか、何かちょっとバランスからいって、なぜ法科大学院だけが優遇措置の対象になるのかなというような疑問が生じたときに、きちんと説明ができなければいけないかなと思います。ただ、思いは一生懸命頑張ってくださっている法科大学院の教育力を評価し、そして更に継続していただく、そういう思いを提供する手法として提案されたのかなとは思うんですけども、課題があると思います。

最後に共通到達度試験（仮称）について、法学未修者だけでなく、法学既修者も含めるとともに、将来的には司法試験と連動させ、例えば短答式試験の免除というのを今後の新たな検討体制の課題として提起されています。私は法曹志願者にとっては時間的負担感、経済的負担感、そして受験する立場としての総合的負担感を軽減する意味でも、教育力を高めるとともに、それを軽減する一つの方向性として、ひょっとしたら法科大学院の中には反対される方もいらっしゃるかもしれないなと思いながらも、これは法曹志願者、法科大学院生にとっては、何かメリットになるのではないかとも思いました。

以上、最初の○の2つは大変デリケートで、表現の仕方について代案を出せないのですが、密接不可分であるということを理解して、この座長試案についてちょっと十分理解できていないところもあるかもしれません、賛同したいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○佐々木座長 そうするとこっち側へ。

それでは、久保さんと伊藤さん。

○久保委員 皆さんおっしゃったように、法科大学院を取り巻く状況というのは、特に志願者の大幅な減少によって、司法試験の合格上位校でさえ入学定員の充足率が低下しているという一点を見ても、かなり深刻ではないかと思います。その現状を開拓するために、一定の期間内に改善の見込みのない法科大学院に対しては、新たな法的措置を用意しておくというのはやむを得ないかなと考えます。しかし、それを直ちに実行に移すということではないことは、上2つの○の趣旨から見ても、文部科学省が進める総合的な方策の成果を見極めながら慎重であるべきという意味であると、そういうふうに理解して賛成いたします。

とは言いながら、やはり法的措置というのは、ある意味では強権の発動であり、劇薬とも言われるものであって、副作用に対しては慎重な配慮が必要ではないかと考えています。

それには2つあると思うんですね。1つは2番目の○にあるように、基準の明確化がぜひ必要ではないかと思います。2番目の○の中に、法的措置を行う際の指標として、司法試験合格率と、教育状況の2つが具体的に書かれています。それ以外はその他とあるんですけれども、その他とは一体どういうものなのか。例えば地域的な適正配置とか、ほかのところにはない特色のある教育をやっている、そういったようなものはどう配慮されたり、評価されるのかというのがよく分かりません。ここでは、今後設けられる新たな検討体制のもとで、2年以内に結論を得るというふうに書かれておりますけれども、法的措置の導入を明示する以上は、大学院側の納得を得るためにも、先ほど井上先生もおっしゃったように、法的措置の中身とは一体何かという点について、この検討会では余り詰められていないような感じがいたしますので、もう少しその辺の議論があってもいいかなという感じがしております。

それから2つ目は、いわば規制とか締めつけ等のマイナスのイメージだけでなく、現状を踏まえますと、プラスのメッセージと言いますか、先ほど文部科学省の御説明にもありましたように、志願者の減少に歯どめをかけ、反転攻勢の手がかりとなるような、プラスのシグナルを発信することも重要ではないかと考えます。このペーパーの3つ目の○印は、その方向を目指すものだとは思いますが、「優良な成果」とか「一定の優遇措置」というふうな言葉がありますけれども、それは一体何なのかというのは今一つはっきりしません。しかし、一定の法科大学院側の努力目標というようなものを示したという意味では、プラスメッセージの一つになり得るのではないかと考えます。それから、先ほど出ました実務修習の転居費用とか、あるいは司法試験の受験回数の制限の緩和、こういったようなものもやっぱり法曹志願者の背中を押すという意味では、プラスの効果が期待できるかなと思います。

しかし、こういう施策と併せて、やはり法科大学院教育と連動した司法試験の負担軽減策とか、あるいは法曹有資格者の活動領域の拡大への取組とか、これまで指摘されているように、法曹志願者の減少を招いたと言われる主な要因、これを取り除くこそが本命であろうと思います。そのためにも早急に、そして可能な限り具体的な方策を、プラス思考の面から打ち出していくことが重要ではなかろうかと思います。詳細は新たな検討体制に委ねられるのでしょうかけれども、その検討体制というのは一体どういう形になるのかとか、そこで取り上げられる課題というはどういうものなのかといった点については、今のところは余りよく分かりませんが、この辺の方向性も、この検討会でどう考えるのかについて、もう少し詰める必要があるのではないかと思われます。

以上です。

○佐々木座長 どうもありがとうございました。

それでは、伊藤委員どうぞ。

○伊藤委員 私も2点ほどお話しします。やはり3つ目の問題ですけれども、先ほど来、話が出ていますけれども、優良な成果を上げている、それから一定の優遇措置というのは、ちょっとあいまい過ぎるのではないかなど。この議論は今まで一度もなかったと思うんですが、最後でこれを書くのは、非常に唐突な感じがすると思います。優良な成果を上げているところは別に優遇措置を講じなくてもこれからもうまくいくわけですし、頑張っても

ちっとも成果が上がらないところがいろいろな法科大学院の問題になっているわけで。これもし何かインセンティブという意味であるなら、もう少し具体的に議論し、具体的な措置を書くべきであって、こういうふうにいきなり出てしまうと、なかなか、しかもこれが前提となって新たな検討体制で進んでいくとなると、いかがなものかというふうに思います。

それからもう一つ、4番目の共通到達度確認試験というのは、私も前からこれは賛成しております。未修者だけでなく既修者もということは結構なことだろうというふうに思います。学生も自分たちの進むべき階段といいますか、そういうのがはっきりしますし、これによって全国の法科大学院のレベルというのも、高い水準で維持することができるのではないかという気がします。将来、こういうものができていけば、短答式やらなくてもいい。非常にうまくいけば、司法試験そのものもやらなくていい。法科大学院を出れば、法曹の資格が与えられるというシステムになるのかなというふうに思っています。ですからそういう意味では、この4番目については賛成です。

以上です。

○佐々木座長 それでは、鎌田委員、岡田委員、それからお二人にすみません。

約束の時間は間違いなくオーバーしかねません。とにかく今日はこの3つはやらなければいけませんので、この点は。次、試験のところまでやらなくてはいけませんので、ちょっと4時までというのはちょっと終わるかどうかは、ちょっと御寛容のほどお願いしたいということだけちょっと。

鎌田さんどうぞ。

○鎌田委員 できるだけ短く。既に井上委員からも御指摘のあった点ではございますけれども、新たな法的措置を設けるという点につきまして、中身は確定していないんですけれども、仮に、教育の内容、あるいは教育成果に着目して、文部科学省が私立大学に対して閉鎖の命令を出すことができるというようなものであるとすると、私立大学にとっては、実際に制度を作つて運用しないということであつても、これは憲政史上初のことだろうと思います。それによって、先ほど文科省から御指摘がありましたように、全体の中で余り成果の上がっていない法科大学院を24校つぶしても168人しか学生減らない。それに対して、こういう権限を私立大学に対して文部科学省が持つた。そういう法律ができたということとの与えるインパクトは、極めて大きいと思いますので、それを実際に適用するかどうか以前に、そういった形の法的措置を——内容がまだ決まっていませんからいろいろなバリエーションがあると思うんですけども——設けることの利害得失といいますか、意味については、ぜひ慎重に御検討いただければと思います。

○佐々木座長 岡田さん。

○岡田委員 最初の○の1、2ですが、今回の統計を見ましたがやはり合格率の悪い法科大学院は、受験者も減ってきているという実態が分かります。

それは当然の結果だらうと思います。その辺で考えると、法的措置とか、2年以内というこの期間を設けたということに関しては、その間に今余り芳しくない法科大学院がどのように努力をするかということを確認できる期間のように思います。ただ入学者が少ない法科大学院が地方の法科大学院に偏っていることを考えますと本当は合格者の多い法科大

学院へ受験したいが自分の生活環境であったり経済状況からすれば、そこまで行けないという人がいることを忘れてはいけないと思います。その意味では今現在、余り成果を上げていないけれども、その努力は伺えかつ必要性のある法科大学院に関しては、今まで以上の支援が必要だと思いますので文科省もぜひともそのことを考量して支援に力を入れていただきたいと思います。

それから3番目の優良な成果の部分に関しては、伊藤委員の意見と私も同じ考え方でして、優良な成果を出しているところは、もう今さら特別な支援は必要ないのではないかなど思えるのですが、私は今申し上げたように、成果は出ていない状況だが、一生懸命努力しているところに対しては優遇措置を設けていただきたいという点でそのように解釈するのであれば賛成なのですが。

○佐々木座長 では、宮脇さんどうぞ。それから丸島さん。

○宮脇委員 私は同じ専門職大学院でも、公共政策の教員ですので、公共政策の視点から簡単にお話をさせていただきます。そういう意味では、法科大学院から怒られるかもしれませんけれども。公共政策の視点から言えば、新たな法的措置を設けるということについて、当初より排除されるものではないというふうには思います。ただ、その内容についていろいろと検討していくということは当然のことであって、今、こういう法的措置の導入を見送る場合もあり得ると書いてあるわけですから、これは検討の選択肢の一つであろうと思います。ただ、この法科大学院に対する法的措置というのは、司法制度の質と量の改善という大きな目的から言えば、先ほど政策の枝というお話がありましたけれども、まさに枝の部分であって、その枝の部分だけを掘り下げて議論をしていったとしても、それが全体として司法制度の質と量の改善になるかというと、それは幹の問題ですから、分離をしてしまうというふうに思います。

したがって、この座長試案については基本的に賛成いたしますが、この枝の話というのを十分詰めていくということだけではなくて、先ほど来、御議論がありますように、司法制度の全体のことについて、同時並行的にやはり議論していかないと、思ったような成果は出でこないというふうに思います。

以上です。

○佐々木座長 丸島さんどうぞ。

○丸島委員 試案を拝見させていただいて、前回までと違って目立ったことは、課題のある法科大学院についても、「再生・浮揚に向けた総合の方策を展開」するということや、あるいは「法的措置を行う際の指標」についても、いわゆる合格率だけではなくて、教育状況その他のものも考えるということや、あるいは「優良な成果を上げている法科大学院」について何か応援する措置をとるとか、要するに問題状況が指摘される法科大学院に対して、積極的な取り入れをしようという施策が幾つか並べられております。それはそれで重要なポイントだろうと思います。中身がもう一つ分からないということはご指摘のとおりですが、例えば、「再生・浮揚に向けた総合の方策」について、いろいろなことを考えておられると思うのですが、これは、合格状況は十分でないけれども、教育内容について理念に沿った特色ある実践がされているとか、今、岡田委員も言われたように、法科大学院の基本理念である多様性を確保する見地から、地域的特色や、夜間をはじめ社会人対象の法科大

学院としての重要な取組を行っているところなどについて、教員派遣などを含めて、これをエンカレッジする方策が積極的にとられるべきだろうと思います。

それから、法的措置を行う際の指標について、合格率だけではなくて、教育状況、いわゆる教育力の点についても評価することが考えられるとされています。これはなかなか難しいテーマですが、やはり認証評価制度とも相まって、適切な内容が検討されるべきだろうと思います。法的措置について難しさがいろいろ議論されていますが、文科省の行政指導といい、法的措置といい、法的措置なら厳しくて行政指導なら柔らかだというわけでもないと思います。行政指導といっても各法科大学院を呼んで、あなたのところはこのような問題があるとか厳しく指導されているのだろうと思います。結局、厳しいから問題があり柔軟だからよいということではなくて、そもそもそのような措置や指導を行う施策の目的は何なのかということを明確にし、それとの関係で、何が適切な方策かということが検討されるべきだろうと思います。

法的措置についていろいろな課題があるのはそのとおりでしょうが、逆に言えば、行政指導に比べて法的措置ではその基準は明確で透明性があるものでなければならず、そうした明確な基準の下で措置がとられるメリットもあるわけとして、一概に行政指導ならばよいということではないのではないかと思います。

この点、試案の1番目の〇と2番目の〇の関係ですが、先ほどの田島委員のお話ではないけれども、本当にいろいろな方がいろいろな知恵を絞って作られた文章だと思うものですから、修正することもなかなか難しいのですが、普通にこれ読んだ場合、教育状況に問題のある法科大学院について、改善を図り努力するけれども、うまくいかなければ退場を迫るということが書いてあり、しかし改善が見られるのであれば措置は見送ると、こういうことが書いてあるわけですね。そうすると、問題は、ここに「上記施策の進捗状況を評価・検証して結論を得る」というのですが、「施策の進捗状況の評価・検証」というのは一体誰がやるのか、あるいはその評価の基準というのと一体何なのかというところが、やはり問題になってくるのだと思います。評価の基準は、合格率も重要な要素ですが、それだけではないということが常々言われているわけとして、ここのことについては非常にこれ難しいんですが、やっぱり全体として施策が何を目指しているのか、全体としてどのような法科大学院の体制を目指しているのか、その構想、でき上がりの姿、目指す姿は何なのか。これは、当面2、3年というサイクルでの目標もあるでしょうし、更に5年、10年というサイクルでの目標もあるでしょう。それらを含めて、どこに向かっての総合的施策であるのかということを、何らかの形で明示し、その観点から施策の評価をするのだということをもう少しうまく書き入れられないものなのかなということを感じます。

数字を出して言うと議論になってしまいますが、例えば、日本社会で法科大学院教育に投入できる人的基盤はまだ小さいという状況を認めた上で、貴重な教育力を集中して活用しなければならないですし、その上に立って高い教育水準を保たなければいけない。また他方で、基本理念である多様性の確保に意を払わないと法科大学院の積極面は死んでしまうということでもある。このような改革の基本スタンスからすると、すごく大ざっぱに言うと、例えば全国で40校ぐらいの規模で全国適正配置もきちつとやり、30名前後から150名前後の適正規模の定員にするなどして、全体をコンパクトな規模にして再スター

トする、それを当面の目標にしてそこに向かってアプローチする。更にその先をどうするかについては、もちろん活動領域の拡大の状況がどうなるかなどの問題がいろいろあります、その中で7、8割を上回る合格者を確保できるよう目指す。そしてまた多様な分野で法曹が活動する、多様な分野で活躍することの関連では法科大学院教育と連携した司法試験の一定の見直しも含め、法科大学院から司法修習まで総合的な見える姿をもう少し前面に打ち出し、そのような方向を目指す諸施策の一環として当面の措置を位置付けるといった整理が必要だろうと思います。

そうでなければ、今公的支援の見直しの強化といわれるが、結局のところ、それは合格率基準でどんどん評価していくわけで、その結果は、いわゆる大都会の有力校中心の法科大学院の体制という姿になるのではないかと皆から見られているわけで、これは本来の姿から見れば、いびつな法科大学院制度ということにならないかということが強く懸念されます。また、今後2年以内の結論ということは結構ですが、既に政府の検討の場というものは、私が参加してからでももう4年くらい経過しているのですね。4年ほどの間にどんどん事態は悪化しており、今後2年以内に結論を得て、それからまた実施するかどうかするか議論をしていると、事態はどうなるのだろうかと心配されます。今後の検討体制が2年程度というのは分かりますが、事態の進行を見ながら、本当に1年以内にそれなりの結論を出す意気込みで議論をするべきではないだろうかと思います。そうでなければ、やはり社会からの要請や視点に応えられないのではないかと思います。

3番目の○の「優良な成果」については、今御指摘のとおり、漠然としており、もう少し具体的なイメージを出していただいたほうがよいのではないかと思います。

最後に、共通到達度確認試験ですが、これはもともと未修者教育の成果を上げるためにどうするかということから議論されてきたわけです。しかし、ここでは更に進んで、既修者をも検討対象に含め、更には司法試験との連動にも踏み込んでいます。その趣旨は理解はできますが、ただ共通到達度確認試験というものは一体何なのか、どういう内容でどう機能するのかということについては、実は社会的に見て、皆さん、やや心配そうに見ていくということも実際であります、どのようなものになるかという不安や懸念もある中で、中身次第によっては賛否が大きく動き変わる可能性もあるような制度だと思います。その意味では、試案で「既修者を含めた制度」とする云々と書いてあるのですが、それ自体は一つの発想だとは思いますが、これが既定方針だと受け取られないような慎重な記述が必要ではないかと思います。これから検討課題もありますし、そのところの配慮をいただきたいというふうに思います。

○佐々木座長 先ほど言ったようなことで、手短に御協力ください。

国分委員どうぞ。

○国分委員 この「法的措置を設けることとする」という下り、既に何らかのイメージがあるのであれば、これでよろしいと思います。ただし、果たしてこれをすることによって変わると、私は悲観的です。と申しますのは、文科省から出された資料2の各法科大学院の入学者選抜実施状況等の資料の合計を見ますと、先ほどの話では志願者数が13,000人某で、受験者が12,000人ちょっととのことです、驚くのは、合格者が5,600人いながら入学したのは3,000人も減って2,600人のこと。1人が幾つ

も受けているのでしょうか。幾つも受けていて、それぞれの大学が入学定員に近い数、あるいはそれを超える数の合格者を出している。

しかし幾つも受かった受験生は、優良校に入学するという現象がここに見えます。東大あるいは一橋などの優良校は、合格者数と入学者数の差がほとんどない。志願者数1万3,000人というけれども、実は6,000人もいないのではないか。そんな事態に既になってしまっているのであれば、法的措置どうのでは、受験者に夢を与えることができないのではないかという気がします。

○佐々木座長 それでは山口さん。法科大学院の件について。

○山口委員 法的措置については、私は放っておいてもだんだん減っていくということであれば、経済的な補助をどうするかということぐらいでとどめておいても大丈夫だと思うんですね。ただ、一番、僕ここで大事だと思ったのは、最後のところの免除のところが出ていますが、今、経済、それから法もそうかもしれないですけれども、大学院がなぜ成り立っているかというと、研究者を養成するという機能と高度社会人を養成するという、専門家を養成するというんですけれども、その社会人のほうはほとんど税理士、税理士試験の免除してもらえることが大きい。大学院へ行くと。それがものすごく多くて、恐らくこの免除規定がゼロになったら相当数の大学院は消えていくと思うんですね。だから、結局この免除の部分を今回拡大していくば、恐らく法科大学院は生き残ると思うんですよ。だって行く理由ができますから。免除ゼロということであれば、それはやっぱりどんどん減っていきます。

だから、最後にちょっとなんか付け足しみたいに書いてあるんですけども、これは相当運命づけるようなところなので、ここをやっぱり徹底議論しておく必要があると思うんですね。免除して、弁護士の権威が落ちていくということを避けたいということであれば、私、前に提案したんですけども、必ずしも法科大学院出たら弁護士になるだけでなく、法律の専門家としてのいろいろな能力認定をしてもらって、いろいろなところで活躍する場面がありますよというような、別の道を用意する。そうでなければ法科大学院へ行くと、これだけの免除が受けられるんだからぜひ行きましょうと。そのどっかだと思うんですよね。だから、ここはちょっと付け足しにしては重要過ぎるなという感じがします。これはもう少し本格的に議論、前向きの議論をしていただきたいというふうに思います。

○佐々木座長 ありがとうございました。

恐らくまだまだもう1時間やっても終わらない可能性もあるんですが、私としては試験のところも今日ぜひ議論を伺いたいと思いますが、井上さん、急ぐようすけれども、もしよろしければ御意見だけ述べて御退出いただけますか。

○井上委員 すみません、これから授業があるものですから。簡単に2点だけ申させていただきますと、受験回数制限の緩和については、既に御意見を申し上げ、現行の制度を維持することに合理性があるということは述べてきたところですので、繰り返しませんが、仮にこの案のように、制限緩和というのが皆様の大方の意見であり、そういうまとめになるとしましても、その実施時期と経過措置については、十分慎重な配慮が必要だろうと思います。と言いますのは、今日お示しいただいたシミュレーションを見ましても、どのぐらいの幅になる

かは別として、ようやく司法試験の合格率が下げどまりになって、これから徐々に上がっていき見込みが出てきたところですので、これを更に下げる結果となるようなことは、できる限り避けていただきたいからです。法科大学院志願者の減少については、弁護士の就職難が最大の理由だという御意見があつたり、他の理由を上げる人もいますけれども、やはり、その大きな原因の少なくとも一つ、あるいは私などは最大の要因だと思っていますけれども、司法試験合格率が低迷しているということだと思うのですね。その点についての配慮が必要ですので、経過措置については、この案の①のほうが下げ幅が狭いので、そちらの方法を探る。実施時期についてもこのシミュレーションの結果などを踏まえて、いつから実施するかということについては慎重に検討していただきたいというのが1点目です。

2点目は、試案に盛り込まれていない部分ですけれども、予備試験について、何らかの方向を出すのは時期尚早だとされているわけですが、事態は非常に急速に、かつ広範囲で進行し深刻化しているのは紛れもない事実ですので、様子を見ながら検討するということで結構ですけれども、これも法的措置の検討などと平仄を合わせて、今後2年間で何らかの措置が必要かどうか、必要だとすればどうするかということを検討し、結論を出すということとしていただきたいと思います。

○佐々木座長 今日、ここに出た以外の論点については、御意見伺おうと思ったんだけれども、今日はちょっと時間がなくてできませんので、今のようなことは次回に御発言するよう準備しておいていただければありがたいと思います。

さて、この回数制限と方法・内容云々のところはどうでしょう。

清原さん。

○清原委員 ありがとうございます。三鷹市長の清原です。

まず、受験回数制限について、「法科大学院修了または予備試験合格後、5年間に5回」という座長試案に賛同します。井上先生が退席されてしまったのですが、私ははっきり賛同します。

聞くところによりますと、5年間に3回であるために法科大学院修了直後は、いわゆる「受け控え」が見られるということです。私は法科大学院修了後は一番法科大学院での学びの成果が出やすいとも思われますので、回数制限があるために慎重の余り受け控えを避けることは重要だと思いますので、ぜひこれは実現できればなと思っています。

次に、「方式・内容、合格基準・合格者決定」のところなんですけれども、「司法試験受験者の負担軽減を考慮して、司法試験の論文式の選択科目を廃止する」というふうに書かれていて、その後、「短答式試験の科目削減等についても、新たな検討体制において検討する」とあるんですが、実はこれ両者密接な関係があると思っておりまして、今後、予備試験の在り方とも関係しますが、共通到達度確認試験において、将来、司法試験と連動して、例えば短答式試験の免除がされるとき、司法試験においては、プロセス養成の成果を探り、多様な法曹の資格者を確保するためには、ひょっとしたら司法試験の論文式の選択科目が必要になるかもしれません。ですから、この短答式試験と論文式試験との関係というのは、今申し上げましたような今後検討していただくことと兼ね合うので、「廃止する」と断言するのと、「今後検討する」というのが併記されていることについては、ひょっとしたら両方今後検討するほうがいいのかもしれないなというふうに思いました。

もう一点だけ。実はこの新たな検討体制において検討するというのが結構あるんです。それで私、実は6月は市議会の開会中のため、ひょっとしたら出られないかもしれないで、ちょっと先走ったことを申し上げますけれども、私はこの「司法試験について」を含め、新たな検討体制において検討するとき、今までのフォーラムとか、あるいはこの法曹養成制度検討会議の議論との連動性というか、そういうことが重要なので、本当に個人名を挙げて恐縮ですが、佐々木座長には継続的に関与していただけるようなところで、この後、先送りした今後の検討体制において検討するというのを引き受けなければ、何か「今後の検討体制において検討する」というところを了承できるかなと思いまして、余計なことを申し上げましたが来月のためにちょっと先走りました。

以上です。よろしくお願ひします。

○佐々木座長 出処進退に関しては、人の言うことを聞かないというのは私の原則です。

どうぞ。

○田中委員 すみません、会議が入っているものですから、先に手短に発言させていただきます。

受験回数制限については、座長試案の線も十分に考えられるところではあります。ただ、個人的には、第6回会議で申し上げましたとおり、5年間に3回という現状を維持しつつ、合格率を上げるためのシステム改革をスピードアップすることが肝心なのではないかというふうに、今現在でも愚考しております。それから2番目のほうですけれども、司法試験の方式・内容については、司法試験と法科大学院教育との連携の在り方とか、司法試験受験者の負担軽減の観点から、座長試案に賛成いたします。合格基準・合格者決定については、司法試験のレベルが法科大学院教育の内容を十分に踏まえたものとすべきであるというふうに現在のところ考えております。これを敷衍いたしますと、この試験の内容、あるいは水準を設定するに当たりましては、法学未修者の場合であれば、3年の教育課程を修了する際に修得していることが合理的に期待できるような、そういう内容・水準のものでなければならないというふうに考えております。

結論だけで申し訳ございませんが、以上でございます。

○佐々木座長 先ほど清原委員から出ましたこの選択科目の件について、特に何か御意見あれば、具体的な話ですので。もし、委員から発言がなければ、橋本さんからどうぞ。

○橋本オブザーバー この2のところに負担の軽減という見地から選択科目を廃止するという記載がございます。私どもも負担軽減の方向自体には異議がありません。ただその場合に選択科目の廃止というやり方がよいのかどうかには議論が必要だと考えています。と申しますのは、選択科目は、一方で他職経験の方々の参入に有利に働いています。例えば税務、労務、知財や、国際取引に関する実務を行っている人たちにとって、選択科目はもっとも勉強しやすい得点源であり、参入の足掛かりにもなっています。したがって、選択科目があることが法曹の多様性にプラスに働いているという面があります。他方で、職域拡大という見地からは、多様な選択科目をきちんと修得していることが多様な分野への進出の足がかりとなるという面もございます。そういう点への考慮も必要ではないかと思います。他方で、選択科目を司法試験科目から廃止いたしますと、予備試験生の場合、選択科目を全く勉強しなくてよくなります。そうすると、司法試験に通るということだけを考え

れば、選択科目を履修しなければならない法科大学院生よりも、予備試験生のほうが時間的・労力的にずっと有利だということになりますから、予備試験のバイパス的な性格に更に拍車がかかるのではないかが懸念されます。むしろ、負担の軽減という見地からは、未修者にとって非常に負担となっている短答式試験の科目を削減するとか、論文式試験の出題範囲を限定する、つまり余り使われない部分などについては範囲外とするというような方策も検討すべきだと思われます。

結論としては、どのみち2年間で予備試験の在り方を検討するということになっているわけですから、それと併せて総合的に試験科目の在り方としてはどういうのがよいのか、さかのぼれば司法試験の在り方はどういうものがよいのかということになりますけれども、それを新しい検討体制の中で検討して決定し、実行するというほうが、むしろ適切ではないかと考えているところでございます。

○佐々木座長 岡田さんどうぞ。

○岡田委員 2のなお書きの下の、法科大学院における教育を充実させるところですが、選択科目に関しては充実させると書いておきながら、論文試験は廃止するというのがすごく学生かわいそうに思えて仕方がありません。また現在のこととは分かりませんが、以前法科大学院評価委員のときのことですが展開・先端科目の中に基本科目を巧みに潜らせていいか、そのところを大学の先生の委員はチェックしていたことを記憶しています。もし選択科目も必須で単位はとらなければいけない一方で司法試験の論文が廃止になるとなると、更にその傾向が増えていくのではないかと思えます。つまり、基本科目が学べるところに学生が集中して、今お話をあった、例えば破産法であったり、労働法を選択する学生がどの程度残るのか。司法試験に受かった後勉強すればいいということになると、本来の先端・展開科目の意義がなくなってしまうのではないかとも考えてしまいます。あくまでも素人の考え方ですが。

○佐々木座長 鎌田委員どうぞ。

○鎌田委員 先端・展開科目をしっかり勉強してもらう必要があるのはおっしゃるとおりで、そのためには司法試験科目に置いておかないとみんなが勉強しないというのは、これは從来からずっと言われてきたことですけれども、先ほど来、御指摘があるように、法曹志願者が激減している。これはもう想像を絶するぐらい深刻な事態だと受けとめています。法科大学院進学者が減っているというだけでなく、全国の法学部志願者が減り、法学部志願者の中で法曹を志願する人が激減している。若い人にとっては法曹というのは魅力のある仕事ではなくなりつつあるということをどう打開していくかというのが、本会議でも全体として大きな目標なんだろうというふうに思っています。そういう目から見ると、今は非常に小さな一歩についての議論をしているというふうな感じがするんですが、その中でも他学部出身者、社会人の減少、しかも短期間で司法試験合格水準に達せられるような法科大学院志願者はものすごく減ってきてている。これをどう打開するのか、打開される可能性があるのかということが非常に重要なと思います。

そのときに、なぜ未修者は合格率が悪いのか。合格率が悪いような司法試験と、そういう人たちをなぜ法科大学院は修了認定しているのかという、この両面から考えなければならないというふうに思っているんですが、そのとき一つの考慮要素が、一生懸命ゼロから

追いついていっている未修者にとって、3年間で6回の期末試験をやるわけです。民法なんかだと、融合科目まで含めれば、1年生の前期後期、2年生の前期、こういうふうに、6回の時期に分けて、しかも各大学の学期末試験というのは何日間かにわたってやりますから、1科目の一部分を重点的に勉強して試験に臨むことで、段階的に全体をクリアしていけるんだけれども、司法試験の本番になって、4日間で7科目の短答式も8科目の論文式試験も一遍にやって、どこから出てくるか分からないものに一気に答えろというと、そこまでは地力がついていないというのが一つの要素なのかもしれない。

それを克服するためには、一つには、やっぱり法科大学院で先端・展開科目も含めてしっかりした教育をし、しっかりした修了認定をして、法科大学院を修了した人には一定の水準が確実に保証できるという、これをまず先行させるべきであって、そしてそれが修了できたときには、間違って修了認定しているような人が落ちるぐらいの基本的な内容の司法試験で大多数の人をクリアさせてやっていいのではないか、私はそういうふうに考えているものですから、ここでの科目の削減というのは、有効な手法だというふうに思います。ただし、その前提として、法科大学院側がきちんととした教育と進級判定、修了認定をしていく。これとはワンセットになっていかないとうまくいかないだろうと思います。同時に、予備試験でいけば先端・展開科目や実務基礎科目を一切勉強しないまま法曹になれるというのだと、これは全くアンバランスになるわけですから、法科大学院で本来やるべきものは、予備試験は司法試験の模擬試験ではありませんから、法科大学院でやるべきものは司法試験科目でなくてもきちんと試験をして、法科大学院を修了したと同等であるという認定を受けて初めて司法試験を受けると、こういうふうなシステムというのは、大いにあり得ることだろうというふうに思います。法科大学院できちんと学んだ人の司法試験合格率を上げていかないと、なかなか若い人がこの世界に飛び込んでくるということをもう一度実現することは難しいのではないかと、そんなふうに思っております。

○佐々木座長 和田さんどうぞ。

○和田委員 私は、この座長試案にあります司法試験の論文試験の選択科目を廃止するという点については、賛成したいと思います。受験すべき試験科目がやはり増え過ぎているんだろうと思います。より基本的な力をしっかりと身に付けているのかを見るためには、憲法のほかに、基本的な実体法、つまり民法、刑法、それから手続法、つまり民事訴訟法、刑事訴訟法について重点的に問うべきだと思います。行政法や選択科目は試験科目から削除して、商法の短答式試験も削除すべきだと思います。

このうちの行政法や選択科目については、旧司法試験でも一定の選択科目があったということで、試験科目から削除すべきではないという意見もあり得るかもしれません。しかし、例えば民法や民事訴訟法の基礎が十分できていないまま、その応用となる科目を学習しても、十分な成果は望めないと思います。司法試験の段階までは、まずは法律の基本中の基本である基本六法、つまり、憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法を徹底的に学ぶ必要があるように思います。基本六法という基礎が十分にできていれば、その他の応用科目や発展科目については、司法試験合格後や法曹になってから必要に応じて学んでいけば足りますように思います。

ただ、私としては、この座長試案にあります「法科大学院教育との連携や、司法試験受験

者の負担軽減を考慮し」というよりも、むしろ、法科大学院において「合格者を増やしても質を確保する」というような教育が現状は残念ながらできていないと思いますので、「基本六法さえ十分に身に付いていない法曹が社会にあふれるのを防止したい」という考え方から、選択科目の廃止という点に賛成したいと考えている次第です。

以上です。

○佐々木座長 ほかの委員どうぞ。

○丸島委員 もう時間もありませんので簡潔に申し上げますが、受験回数制限の点は、おおむねこのような方向かとは思います。懸念されている合格率の問題も理解できますが、ただ、受験者が皆必ずしも試験を受け続けるわけではなく、現実には途中他の道に転身される方もおられるので、前提とする数値によってシミュレーションはかなり変わってくるだろうと思います。そういう意味で、この措置は現状においてはやはりとらざるを得ないと思いますので、5年とすることに賛成します。

それから試験科目については、試験のウエートが大きくなり法科大学院教育との乖離も生じている、司法試験のために独自の勉強をしなければいけなくなっているという問題も指摘されているわけで、「法科大学院教育との連携や受験者の負担軽減を考慮する」という観点はそのとおりだと思います。しかし、その観点からすると、この間いろいろな提案がされていて、未修者にとって高い短答式試験のハードルを見直すために科目を削減し憲法・民法・刑法に絞るという意見や、論文式試験については、例えば手形小切手など商法の試験で必要なのかなど、これは一例ですけれども、ほかにもいろいろな点で、論文式試験の出題範囲の限定ということが議論されています。更に、試験時間についても、一定の時間内にたくさんの論点が詰め込められたような問題がよいのかという議論もあって、出題対象となる論点数の見直しや、試験時間の見直しなども課題として出されています。

そのようなさまざまな課題が指摘されている中で、選択科目の廃止だけが決め打ちされているというのは、少しバランスを失していると思います。そういう意味で、様々な意見を含めて全体を検討課題として進めていただくのが適切ではないかと思います。選択科目については既に指摘のあるとおり、予備試験との関係の問題もあります。それから先ほど指摘されているように、法科大学院でのきちんととした修了認定がされ、法科大学院を修了しているのであれば、重ねて何もかも試験を課す必要もないという考え方は一つの理想だと思いますが、ただ、現状ではとにかく試験に対してみんな一生懸命ですから、試験科目でないとなると、それに対する学習意欲や取組にも少し差が出てくるのも現実だろうと思いますので、先ほどの予備試験の観点も含めて、選択科目の削減だけを決め打ちするのではなく、もう少し丁寧に検討課題として議論していく必要があるだろうと思います。

○佐々木座長 ではほかに。それでは、国分委員。

○国分委員 医師国家試験にちょっと触れてみたいと思います。私は整形外科学を担当しておりましたが、学生に言わせると整形外科学の出題数は全問題の10題にもならないとのこと。内科・外科学を中心に命にかかる内容が最優先でして、学生もそれは分かっていて勉強します。しかし、医師になって必要な整形外科学の基本的なことは絶対に理解してもらうべく教育していました。ですから、教育したことが全て試験に出るのではないんだと。やはり内科・外科学を中心にして、命にかかるのが最優先で、学生もそれは分かっていて

勉強しますが、しかしながら、整形外科学の基本的なことだけは絶対に理解してもらうという教育はすると。しかし、国家試験は数題しか出ない、こういうことでございます。

御紹介まで。

○佐々木座長 宮脇さん。

○宮脇委員 今の点なんですけれども、例えば私ども公共政策の授業を法科大学院で展開するということをやっていて、それは全く試験と関係ないんですね。でもそういうところには半分くらいの学生が来てくれると。ただ、先ほど鎌田先生が言わされたとおりで、大学認証のときにその試験とかを試験期間中に全部やらなくてはいけないと、そういう形になっているのがすごく負担が重たいと思うんです。ですから、我々のような司法試験に関係のない科目については、もうちょっと柔軟に評価ができるようにしていただければ、負担というのも減るのではないか。ちょっと余談ですけれども、そういうふうに思いました。

○佐々木座長 久保さん、何かこの点については御意見ございませんか。回数その他。

○久保委員 回数制限の維持ということで賛成です。回数は何回がいいかよく分からないのですが、現状を見て学生の負担軽減につながれば、5回にするというのも賛成できるかなと考えております。

○佐々木座長 ありがとうございました。

すっかり私が時間の計算を間違えて、長くなってしまいまして申し訳ございませんでした。まず、ちょっと今日の議論を私なりにドイツ語で言うと、ツザメンファッスング (Zusammenfassung) と言うんですけども、総括させていただいて、それについてまた意見があればということにさせて下さい。

まず、修習生に対する経済的支援の問題を御議論いただきました。座長試案の内容については不十分であるとの意見もありましたが、当面はこういうところではないかということについて、皆様方から御意見をいただいたと理解しております。将来のことについては、またいろいろ議論があったということはこの際は省かせていただきます。法科大学院に対する法的措置については、いろいろ議論がありまして、文章の整理の仕方や内容の踏み込み方について、御注文をいただいたというふうに記憶しております。どういうふうに1週間でできるものか、ひとつ御協力のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

それから3つ目の○のところなんかも、何を具体的に意味しているのかについて、議論がありました。つまり、弱いところをサポートするのか、いいところをサポートするのかという、この辺のあたりですね。それから具体的にどこまで書き込むのかということが、なお課題として残っているという御指摘をいただいたと思います。それから山口委員からは、最後のところは大事だから、もうちょっとつけ足し的にではなく書くべきであるというお話をいただきました。次回はこれを報告書全体の中に入れ込むような形にちょっと様相を変えますので、そしてその上でまた議論をお願いすることになると思います。

最後の司法試験に関わる回数制限と、それから方式・内容云々ということありますが、回数制限についてはなお3回という意見の方もいらっしゃいますが、多くの方は5回もいいだろうというところかと思いました。ただ、非常に強く、いつからやるんだということについて御注意がありましたので、今日は一応の方向性だけについて、おおむね御賛同いただいたという整理にさせていただきます。

それから、内容・方式につきましては、特にこの選択科目の廃止をめぐって、かなりはつきりした意見の違いがありましたので、この扱いをどうするかはちょっと検討させていただきたいと思います。清原さんがおっしゃったような形で、いろいろなものを検討する中に入れ込むという、こういう御提案もいただいております。しかし総じて法科大学院と司法試験との有機的連関をより強く図っていくということについては、御異論はなかったというふうに思っております。その意味で、この最後の2つのところの内容の具体的な書き方については、少し検討をさせていただくこともあろうかなというふうに思っております。それが今日出しました座長試案の中身についての私の総括でございますが、特に強い御異論があればいただきたいと思います。

それでは、残された課題についても、一応認識を共有させていただいたということで、次回の会議におきましては、これ以外の論点についても全体を見てみるとまた御意見もあろうかと思いますが、それも含めて全体の座長試案を提示させていただき、最終取りまとめに向けて議論をお願いしたいと思っております。

大変時間が押しまして申し訳ございませんでしたが、大変重要な案件でございましたので、御寛容のほどお願ひいたします。

それでは特に御意見なければ、本日はこれまでとしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、今後の予定について、事務局からお願ひします。

○松並官房付 次回は6月6日木曜日、午後4時から6時まで、場所は本日と同じ20階の当第1会議室でございます。詳細につきましては、追ってお知らせいたします。

○佐々木座長 本日はどうもありがとうございました。これで終わりにします。

一了一